

第3章 計画の内容

目標 I

人権が尊重される社会づくり

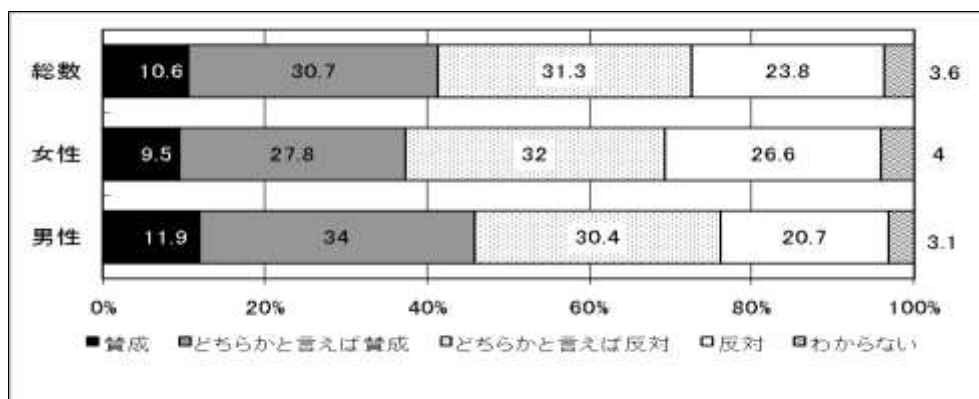
課題 1 男女平等の意識づくり

現 状

男女平等社会を実現するためには、一人ひとりの男女平等意識を高め、個人が尊重されることが必要です。しかし、社会における活動や個人の生き方が多様化するなかで、社会通念や慣習により形成された性別に基づく固定的役割分担*意識のために、個人の生き方の選択が狭められたり、能力を発揮することが妨げられたり、時には人権を侵害される場合があります。

性差別、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー*）に基づく差別、固定的役割分担意識及び偏見などは、幼児期から家庭、学校、地域、マスメディアなどの社会の様々な分野の影響をうけて形成されます。それらは、生活のさまざまな場面に隠れており、自ら気づくことが難しいものでもあります。

◆ 「夫は外で働き、妻は家庭をまもるべき」という考え方について ◆
(性別に基づく固定的役割分担意識)



内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（平成 21 年 10 月）」

課 題

- 人権の大切さや男女平等の重要性を幼児期より成長に応じて学ぶことができるよう、家庭や保育園・幼稚園・学校、地域などで子どもの成長過程に関わる人が人権意識と男女平等の意識を持つことが必要です。
- 市民に向けた啓発活動や市民のニーズに対応した学習の場の提供を行い、男女平等社会の重要性を普及することが大切です。また、現に起きているジェンダー不平等や人権を侵害する状況について情報提供を行い、改善に向けた気運を高めることも必要です。
- メディアにおける女性や子どもを性的・暴力行為の対象とする表現の氾濫も、暴力を助長し、人

権を著しく損なう一因となっており、問題点を明らかにする必要があります。

課題解決に向けて

- 家庭や学校においては、男女の人権や性を尊重する男女平等教育を推進し、地域では、ジェンダーの視点*を取り入れた学習の機会を充実し、誰もが社会で重要な存在であることを理解する男女平等の意識づくりを行います。
- 行政が発行する広報、出版物、刊行物などについて、性差別、性別に基づく固定的役割分担*を固定化する表現、偏見及び女性の性を商品化した表現を使わないよう徹底します。さらに、市民、事業者がさまざまなメディアからの情報を無批判に受け入れるのではなく、人権尊重の視点で情報を主体的かつ客観的に解釈・選択し、使いこなすよう情報提供を行います。

施策1 家庭・学校・地域における男女平等意識づくり

事業・担当課	内 容	目 標
1 保育士・教職員などへの男女平等教育研修の実施 ◆学校課・子育て課・保育課	子どもの保育や教育などに携わる保育士・教職員などの男女平等意識を徹底する。また、研修は以下の項目を含め実施する。 ・子どもがジェンダー*にとらわれることなく、個人として尊重される人権意識を育む指導 ・日野市男女平等基本条例の理解 ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*についての理解 ・性差医療*についての理解	教職員研修実施 1回以上/年 園毎の職員会議などで意識の確認 1回以上/年
2 ジェンダーの視点にたった学級経営の実施 ◆学校課	学校生活において男女の固定的な役割分担による偏りをなくす取り組みをする。	計画期間内に男女の固定的役割分担になっているものを洗い出し、全校にフィードバックする。
3 ジェンダーの視点にたった市刊行物の点検 ◆全庁・市長公室★ 男女平等課★	市が作成する書類及び情報を発信するものについて、ジェンダーにとらわれない表現を徹底する。 ★印の部署についてはチェック機能を担う	
4 男女平等に関する情報収集・提供 ◆男女平等課：①～⑩ 公民館：①・② 全庁：⑨	家庭、地域における男女平等を推進するため、男女平等に関する情報を収集し市民へ提供する。 ① 性差別、性別に基づく固定的役割分担意識及び偏見などを解消し、一人ひとりが男女平等に関する認識を深めるための講座など、学習の機会を提供する。	

事業・担当課	内 容	目 標
4	② ジェンダーの視点で活動する NPO*、大学、地域の 人々などとの連携による事業を実施する。 ③ 情報紙（男女平等推進センターだより）を発行する。 ④ 男女平等推進センターのホームページを活用し、情報 提供を行うために内容を充実する。 ⑤ 男女平等推進センターのホームページへ携帯電話か らもアクセスができるよう検討する。 ⑥ 市民貸出し用の男女平等推進センターの図書・視聴覚 教材などを充実する。 ⑦ 啓発活動・情報提供の場として、市内各所の図書館、 交流センター、その他の施設を活用する。 ⑧ 担当職員は、男女平等に関する職員研修に参加する。 ⑨ ジェンダー主流化*により施策の立案・実施を進める ため、可能な限り統計資料については、ジェンダー統計 *を充実する。（全庁は男女別統計とする。） ⑩ 「女子差別撤廃条約」*、「北京宣言」*など男女平等 に関する国際規範・基準に関する情報提供を行う。	⑤ 計画期間内に携 帯電話でアクセスで きるようにする。 ⑧ 男女平等推進セ ンター職員 全員 1 回/年 以上研修に 参加する。
5	女性のエンパワー メント*の啓発・推 進 ◆男女平等課 本来備わっている能力・知力・感性などの力を発揮でき るよう、自己決定能力や経済的・社会的・政治的な力を つける講座などを実施する。	

市民・事業者の行動提案

◇市 民

- ・家庭内の役割分担に性別に基づく偏り・固定化がないか、また子どもの学習や進路に対し「男だから」「女だから」と決めつけていないか見直しをする。
- ・学校教育において、性差別、性別に基づく固定的役割分担*及び偏見などがないか意識する。
- ・男女不平等な表現に敏感になり改善を申し入れる。
- ・男女平等学習の自主グループをつくり活動をしたり、男女平等に関する講座などに参加する。

◇事業者

- ・「男だから」「女だから」といった性差別、性別に基づく役割分担及び偏見などがないか見直しをする。

施策2 メディアにおける女性の人権の尊重

事業・担当課	内 容	目 標
6 男女平等に関する表現指針の見直しと活用 ◆男女平等課	男女平等に関する表現指針について、定期的かつ必要に応じて見直しを行い、市民や事業者に配布し意見を求める。	意見を指針へ反映する
7 メディア・リテラシー*の育成 ◆男女平等課	メディアに表現される性差別、男女の性に基づく固定的役割分担、偏見及び暴力を助長する表現に敏感になり、メディアからの情報を主体的かつ客観的に解釈し、活用する力を育てるための学習の機会を市民や事業者に提供する。	1回/年実施

市民・事業者の行動提案

◇市 民

- ・メディアからの情報を、ジェンダーの視点*で捉える。
- ・商品やサービスと無関係に女性のからだや性を扱う広告を掲示している事業所に自粛を申し入れる。
- ・インターネットなどを利用し情報収集・発信を行う場合には、個人の責任・モラルについて考える。

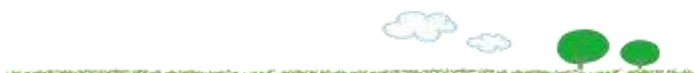
◇事業者

- ・配布物の自己点検を行う。
- ・商品やサービスと無関係に女性のからだや性を扱う広告をつくらない、提示しない。

ちょっと休憩♪

「男女共同参画週間」

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について国民の理解を深めるため、地方公共団体、女性団体その他関連する団体の協力の下に、様々な取り組みを全国的に展開しています。



課題 2 生涯を通じた健康支援

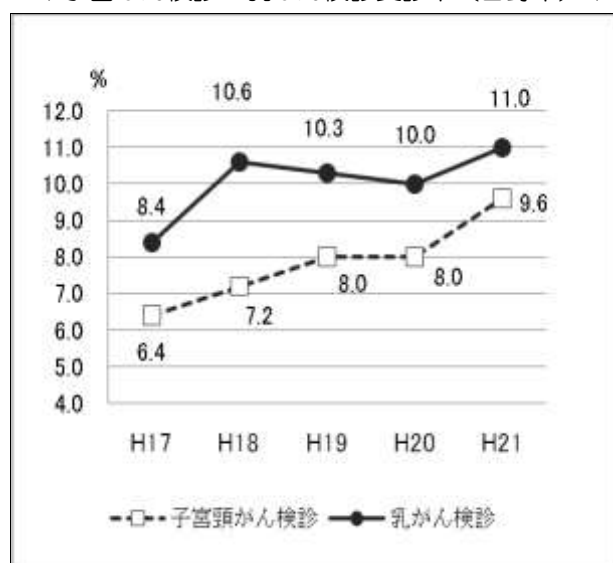
現状

女性も男性も、一人ひとりが自分の性について十分に認識し、互いの性についても十分に理解し、人権を尊重しつつ思いやりを持って生きていくことは、男女平等社会形成のための前提です。また、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要なことです。

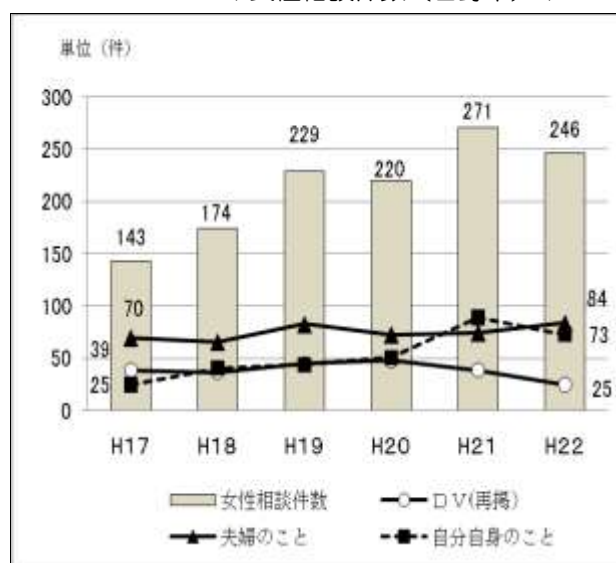
平成21年度の日野市の死因第1位は、男女とも悪性新生物（がん）でした。日野市では、各種がん検診を実施しておりますが、子宮頸がん検診の受診率 9.6%、乳がん検診の受診率は 11.0%にとどまっています。

日野市が実施する女性相談の平成22年度の相談件数について、平成17年度と比較すると約1.7倍に増加しており、特に自分自身の生き方に関する相談が2.9倍と著しく増加しています。平成22年度的女性相談件数のうち精神的な問題を抱えている相談の割合が全体の60%以上となっています。

◆子宮がん検診・乳がん検診受診率（日野市）◆



◆女性相談件数（日野市）◆



これまでの医療は、男性から得られたデータをもとに多くの診断方法・治療方法・予防方法などが研究・確立されてきたために、それらをそのまま女性に適用した場合、最良の医療とならない可能性があることがわかってきました。

課題

- 女性は、妊娠・出産をする可能性があるなど、女性と男性では生涯を通じて異なる健康上の問題に直面することに留意し、互いの性を尊重する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ*（女性の性と生殖に関する健康と権利）」の考え方を普及することが重要です。
- 女性も男性も、こころとからだ健康な状態にいるために正確な知識・情報を入手できることが必

要です。

- 女性に対して性差医療*に関する知識を普及し、的確な医療を選択できるようにすることが重要です。

課題解決に向けて

- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*の考え方を普及し、妊娠・出産などを含めた女性の生涯にわたる健康を支援します。性や妊娠・出産に関する情報を提供し、産む・産まない、子どもの人数や出産する時期などについて責任を持って決定するすべてのカップルと個人の権利について理解が深まるよう啓発を行います。
- 学校においては、学習指導要領に基づき、保護者の理解と協力を得て、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を実施し、メディアの性情報に振り回されないよう性に関する正しい知識の普及に努めます。
- 女性も男性も、一人ひとりが生涯を通じて健康でいられるよう、心身に関する正確な知識・情報を提供します。特に女性に対する的確な医療を選択できるよう性差医療について周知をします。また、がんなど疾病は、早期発見が重要であるため、健康診査やがん検診の必要性を広く周知します。

施策1 性と生殖をめぐる普及啓発

事業・担当課	内 容	目 標
8 性の尊重、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ及び性差医療についての普及啓発 ◆学校課：①・③ 男女平等課：②・④ 健康課：②・③・④	互いの性を理解し、尊重するため、年代に応じた学習の機会及び情報提供を行う。 ① 学習指導要領に基づき、保護者の理解と協力を得て、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を実施する。 ② 家庭で子どもに対し、性に関する正しい知識を伝えるための情報提供を行う。 ③ エイズや性感染症について、予防・早期発見のため、発達段階に応じた正しい知識の普及、情報提供を行う。 ④ リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方による、女性の性の尊重及び生き方の決定に関する啓発、情報提供を行う。	各情報普及・啓発活動 1回/年

市民・事業者の行動提案

◇市 民

- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を尊重する。
- ・子どもが自分の性を大切にしよう家庭内で性について話し合う機会を持つ。

◇事業者

- ・従業員のライフステージに対応した健康管理をする。

施策2 こころとからだの健康支援

事業・担当課	内 容	目 標
9 性差に応じた健康支援の実施 ◆健康課：①・③ 市立病院：② 男女平等課：③・④	性差及びライフステージに応じた健康支援を行う。 ① 住民健診において効果が認められている女性特有の子宮がん検診、乳がん検診、骨粗しょう症健診を実施する。また、その重要性について周知し、受診率を上げる。 ② 更年期のからだの変調に対応した専門外来を充実する。 ③ 性差及びライフステージによる健康上の問題について、講座などによる情報提供及び相談（女性なんでも相談）事業を実施する。 ④ こころの健康を支援する相談（女性相談）を実施する。	① 子宮がん・乳がん検診受診率 各17%以上 ② 更年期外来利用者数 延べ120人

市民・事業者の行動提案

◇市民

- ・年代に応じたからだの変化について理解する。
- ・職場・地域の健康診断や各種検診を受診し、自分の健康は自分で守る。

◇事業者

- ・従業員の健康に配慮し、健康診断の内容充実などにより健康保持を促進する。
- ・従業員（男女とも）の更年期症状に対し理解し配慮する。
- ・女性・男性特有の病気に配慮し、早期発見に協力する。
- ・女性外来の整備・充実に心がける。（病院）

ちょっと休憩♪

「ストレスチェックを！」

仕事、子育て・介護などに関する不安や悩み、葛藤が大きくなるとメンタルに大きく影響します。

疲労がどのくらい蓄積されているか自己診断チェックをしてみましょう。

年代や環境によっても感じるストレスはそれぞれです。

問題を一人で抱え込まずに早めに上司、産業医、地域の相談窓口などに相談しましょう。

また、2週間以上続く不眠は「うつ」のサインかもしれません。早めに専門医療機関へ相談することが大切です。



課題 3 あらゆる暴力の根絶

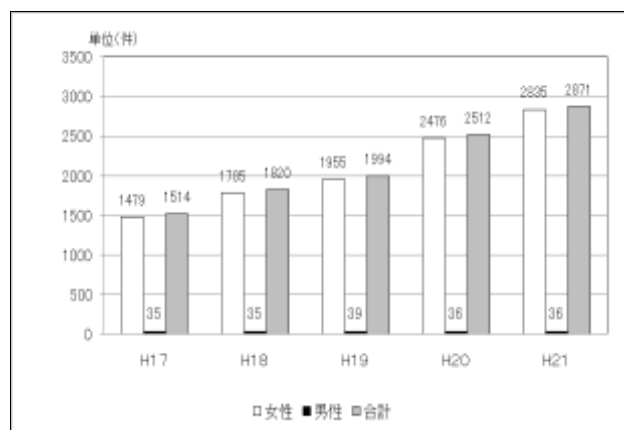
現 状

ドメスティック・バイオレンス*（DV）、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント*（セクハラ）、ストーカー行為*などの性別に起因する暴力は、重大な人権侵害であり、男女平等の社会を形成していく上で克服しなければならない重要な課題です。

「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）などの法制度や行政の取り組みなどは整備されてきました。しかし、DV、性犯罪などの暴力は減少しているとはいえません。また、そのいずれの暴力行為の被害者の多くは女性です。

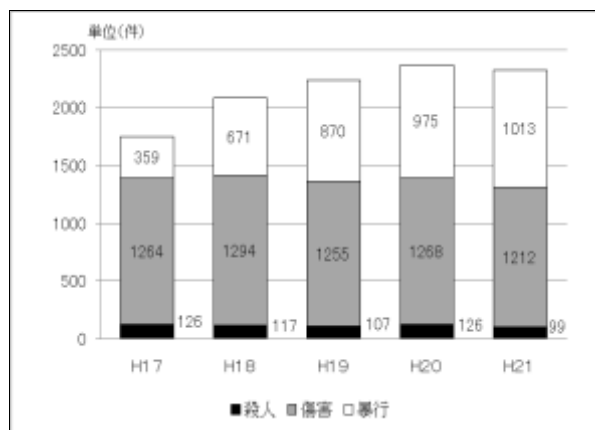
10人に1人の女性が何度も、配偶者による暴力を受けたとしています。

◆ 配偶者からの暴力相談等受理状況 ◆



内閣府「男女共同参画白書（平成22年版）」
（備考）警視庁資料より作成

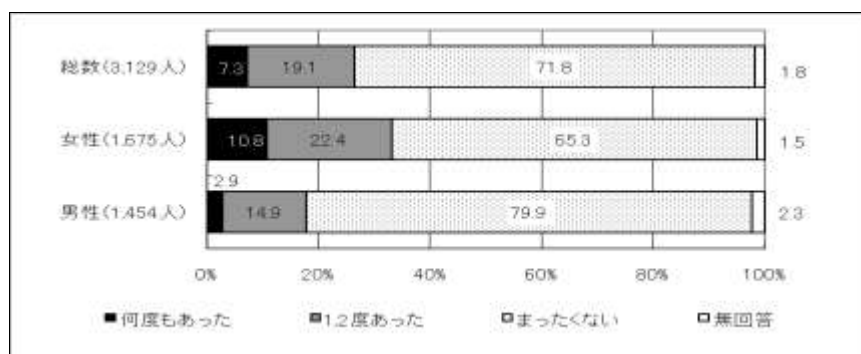
◆ 夫から妻への犯罪検挙状況 ◆



警視庁

◆ 配偶者からの被害経験 ◆

「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれか1つでも受けたことがある



内閣府「平成22年版男女共同参画白書」

- （備考）1 内閣府「男女間における暴力に関する調査（平成20年）」より
- 身体的暴行：殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばすなどの身体に対する暴力を受けた。
 - 心理的攻撃：人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
 - 性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要された。

女性に対する暴力の要因の1つに、性差別、性別に基づく固定的役割分担*意識及び偏見などによる男性優位の社会構造を背景に、男性が女性に暴力をふるうことを許してきたことがあげられます。

メディアにおける女性や子どもを性的、暴力行為の対象とする表現の氾濫も暴力を助長している一因となっています。

課 題

- 暴力の根絶に向け、ドメスティック・バイオレンス*（DV）などは、犯罪につながる行為であり、重大な人権侵害であることを全ての人が認識し、暴力を許さない社会を形成する取り組みを行うことが重要です。
- DVなど暴力の被害者を早期に発見するため関連機関との連携と相談の充実、被害者の安全の確保と自立にむけた支援の充実が大切です。

課題解決に向けて

- 暴力の根絶に向け、「女性に対する暴力をなくす運動」、「人権週間」などを通じて、人権意識の啓発・情報提供を行い、性別に起因するあらゆる暴力は人権侵害であり、男女平等社会の実現を阻害するものであるという意識を広く普及し、暴力を許さない社会づくりに取り組みます。
- DVの防止・早期発見に向けて、加害者の自覚と被害者の気づきを促す啓発を行います。また、医療機関、保育園・幼稚園など子育て支援機関及び学校との連携の充実に取り組みます。
- DV被害者の安全確保と自立に向けて、民間支援団体や警察など関連団体との連携の強化と相談機能の充実をします。
- 子どもに対し、早い段階から学校・家庭・地域において暴力に訴えない生き方を教育することも大切です。

施策1 DVの防止・対応の強化

事業・担当課	内 容	目 標
10 DV 防止・早期発見のための啓発・情報提供 ◆男女平等課	<p>市民、医療・福祉・教育関係者のDVに関する知識を深め、防止及び早期発見に繋ぐため、実態、背景などについて啓発を行う。</p> <p>① DVのメカニズムなどに関する啓発資料を作成をし、医療・福祉・教育関係機関及び民生委員などに情報提供する。また、事例検討会を開催し、関係機関の連携を強化する。</p> <p>② 啓発紙、パネル展、講演会などにより、DV防止法などの周知を行う。</p> <p>③ 加害者の自覚と被害者の気づきを促す啓発事業を実施する。</p>	<p>② 啓発紙発行 1回/年 パネル展開催 1回/</p>

事業・担当課	内 容	目 標
11 相談及びカウンセリングの充実 ◆男女平等課：③ 関連部署	ドメスティック・バイオレンス*（DV）被害者、加害者のための相談機能を充実する。 ① 支援機関による二次被害*を防止するため、関連窓口を含む職員の研修を行う。 ② 自助グループへの参加を促す。また、加害者より相談があった場合には、加害者更正プログラム実施機関の紹介などを行う。 ③ 心理カウンセラーによる相談を検討する。	③ 計画期間内に心理カウンセラーによる相談を実施
12 DV被害者への支援と連携 ◆男女平等課 関連部署	被害者の保護をすみやかに行う。被害者保護、回復・自立支援のため関係機関が連携できる仕組みを維持する。 ① 配偶者暴力被害者支援担当者連絡会を開催し、情報交換を行い連携の仕組みをつくる。 ② 警察、民間支援団体等関連機関との連携を強化し速やかに被害者を保護する。 ③ 被害者の回復（自立）のため、住居・生活・就労などについて各制度を活用し、総合的に支援を行う。 ④ 被害者が安全で安心して生活できるよう情報管理を徹底する。 ⑤ 民間シェルター*への財政的支援を行う。	
13 DV対応マニュアルの見直しと活用 ◆男女平等課 関連部署	DV被害者に対し、すみやかな対応、二次被害を出さない対応をするため、庁内におけるDV対応マニュアルを必要に応じて見直す。	

市民・事業者の行動提案

◇市民

- ・DVの知識・認識を深め、支援を必要とする人に相談機関を紹介する。
- ・一人で悩みを抱えこまず相談する。

◇事業者

- ・相談機関に関する情報を従業員に提供する。
- ・（医療機関の取組として）DV被害者の可能性がある患者がいた場合、積極的に関係機関に連絡する。

施策2 その他の暴力に対する防止・対応の充実

事業・担当課	内 容	目 標
14 セクシュアル・ハラスメント*（セクハラ）など防止に向けた啓発 ◆男女平等課	市民に対し、セクハラ、パワー・ハラスメント*（パワハラ）防止に向けて啓発・情報提供を行う。	啓発紙発行・情報提供 1回/年
15 性犯罪、ストーカ―行為*などの被害者支援の充実 ◆男女平等課 関連部署	被害者のための相談機能や心理カウンセラーによる相談について検討する。	計画期間内に心理カウンセラーによる相談を実施
16 暴力根絶に向けた啓発の実施 ◆学校課：① 男女平等課：②	暴力は、人権侵害であるという意識を徹底する。特に子どもに対し、早い段階から学校・家庭・地域で暴力に訴えない生き方を教える。 ① 学校において、暴力根絶に向けた教育を実施する。 ② あらゆる暴力（人身取引、性の商品化等を含む）を否定する地域環境を醸成する啓発を行う。	① 学校教育として実施 1回/年 ② 啓発活動 2回/年

市民・事業者の行動提案

◇市 民

- ・暴力は根絶すべきという意識をもち、子どもに非暴力的な生き方を教える。
- ・セクハラ、パワハラの知識・認識を深める。
- ・危険を感じたら早めに相談機関や警察に連絡する。

◇事業者

- ・相談機関や研修に関する情報を提供する。
- ・男女雇用機会均等法*に基づきセクハラ、パワハラの防止とそのフォロー体制を整える。

「人権週間」

ちょっと休憩♪

国際連合は、1950年（昭和25年）12月4日の第5回総会において、世界人権宣言が採択された日である12月10日を「人権デー」と定め、すべての加盟国及び関係機関が、この日を祝賀する日として、人権活動を推進するための諸事業を行うよう、要請する決議を採択しました。

わが国においては、法務省と全国人権擁護委員連合会が、同宣言が採択されたことを記念して、1949年（昭和24年）から12月10日を最終日とする1週間（12月4日から同月10日まで）を人権週間と定め、その期間中、各関係機関及び団体の協力のもと、世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く国民に訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図るため様々な取り組みを行っています。

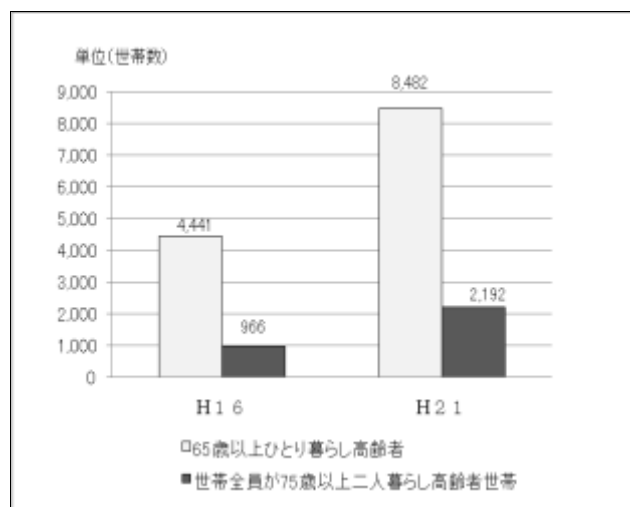


課題 4 市民生活への支援

現状

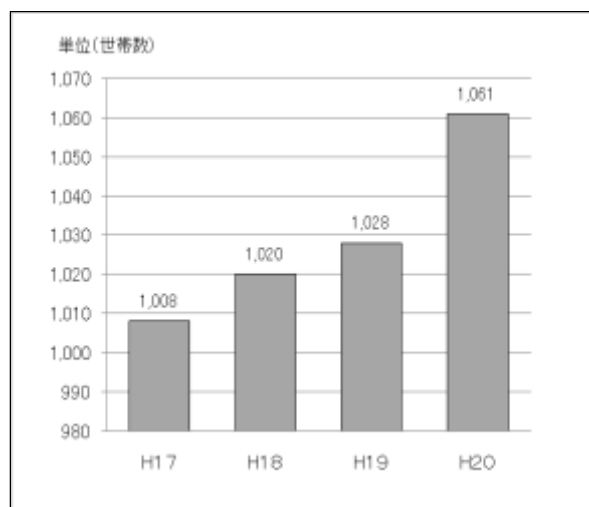
単身世帯・高齢者世帯・ひとり親世帯の増加、及び雇用・就業構造の変化の中で、生活上の困難が幅広い層へ広がりがつづいています。日野市においても、高齢単身世帯及び高齢者世帯が平成16年から平成21年の5カ年で約2倍に増加しています。ひとり親世帯数は、平成17年から平成20年の4年間で5%ではありませんが確実に増加しています。

◆ 世帯数の変化（高齢者） ◆



シルバー日野人安心いきいきプラン（第2期高齢者保険福祉計画）

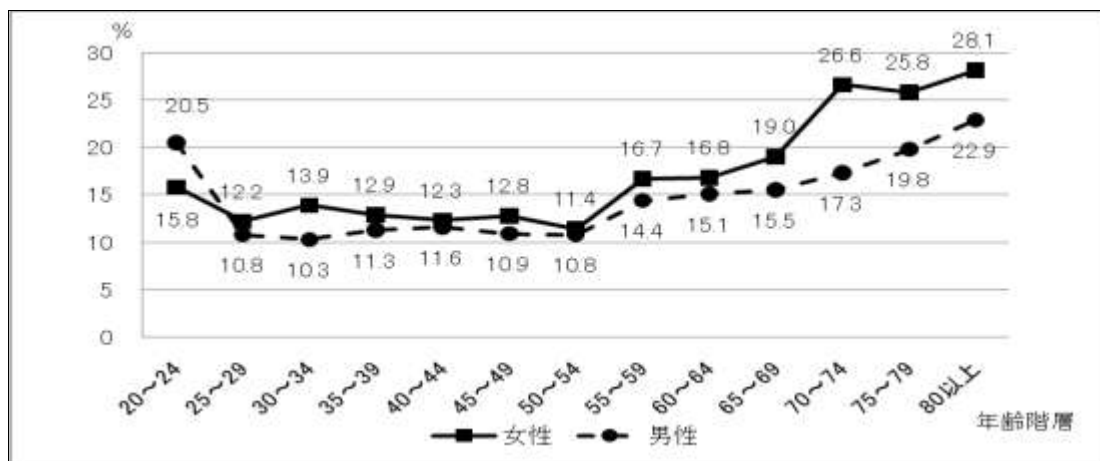
◆ 世帯数の変化（ひとり親） ◆



ひのっすくすくプラン（日野市次世代育成支援行動計画・後期計画）

相対的貧困率*について、ほとんどの年齢層において男性に比べ女性の方が高い状況となっています。さらに、内閣府「男女共同参画白書（平成22年度版）」によると特に女性単身高齢者世帯や母子世帯などひとり親世帯で相対的貧困率が高くなっており、日本社会の根源的な問題であるジェンダー*不平等を浮かび上がらせています。

◆ 男女別・年齢階層別相対的貧困率 ◆



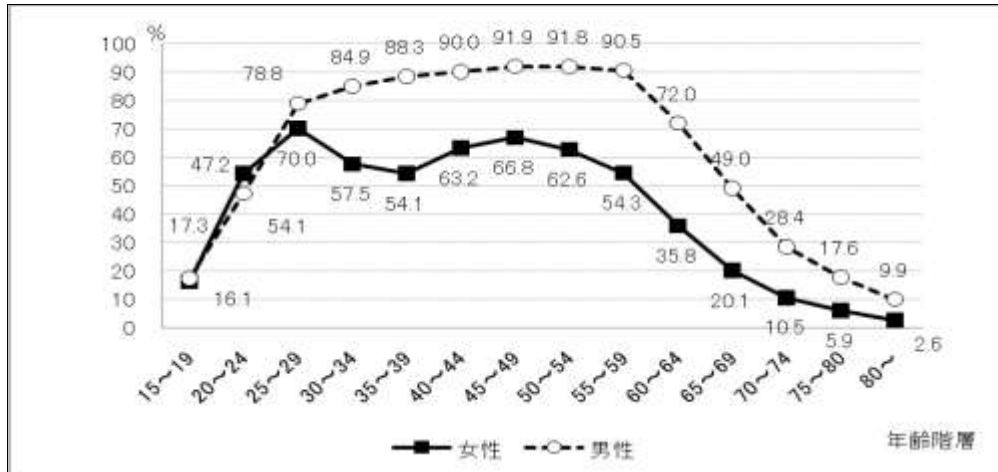
内閣府「男女共同参画白書（平成22年版）」

（参考）厚生労働省「国民生活基礎調査（平成19年）」を元に内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員の特別集計

日野市の年齢別 15 歳以上の女性の労働力率は、30 歳から 40 歳を底とする M 字カーブ*を描いています。結婚・出産・育児を理由に女性が離職していることを示しています。

女性の就労は年数が短く、また育児を終えて再就職をする場合には非正規雇用が多いなどの傾向があるため、男女の給与所得を比較すると大きな差があり、高齢期における女性の年金収入は少なくなりがちです。

◆ 男女別・年齢階層別労働力率（日野市） ◆



平成 17 年国勢調査

課題

- 単身高齢世帯の場合、女性と男性では、生活上の困難に対する必要な支援は異なります。ひとり親世帯についても同様に母子家庭と父子家庭とでは必要な支援が異なります。女性と男性は異なる状況におかれているため、異なるニーズがあることを認識し、実態やニーズの把握を行いそれぞれに必要な支援をすることが必要です。
- 生活上の困難をかかえる男女が地域で安心して暮らせるよう、相談機関と支援機関が連携し支援を行うこと、及び相談窓口と支援制度の周知が重要です。
- 女性が男性より生活困窮に陥ることが多い原因について情報の提供を行ったり、教育の機会の不平等などによる生活上の困難が次世代へ連鎖することを防ぐ取り組みが必要です。

課題解決に向けて

- 人と人とのつながりが希薄化する中、孤立化する可能性がある単身高齢世帯や高齢者世帯などが、地域で安心して暮らすことができるように地域と関係機関の連携による支援体制を充実します。
- 将来、貧困による生活の困難に直面することを防ぐため、就労形態による格差是正に向けた啓発・情報提供を行います。
- 生活上の困難に直面しやすいひとり親家庭が、安定した生活を営むことができるよう、相談体制の充実、子育てのための時間の確保や子どもの状況に配慮したホームヘルパーの派遣、経済的支援、自

立に向けた支援、困難の連鎖を防ぐための教育格差の解消などきめ細かい支援を行います。また、支援に関する情報提供の充実を図ります。

施策1 セーフティネット機能の強化

事業・担当課	内 容	目 標
17	<p>生活上の困難をかかえる男女への支援と防止に向けた啓発</p> <p>◆高齢福祉課：① 福祉政策課：① 男女平等課：①・④ セーフティネットコールセンター：②・③ 子育て課 ③ 産業振興課 ④</p> <p>人と人とのつながりの希薄化、単身世帯の増加、非正規労働者の増加による雇用状況の変化などによる生活上の困難を抱える男女への支援を行う。また、女性の相対的貧困率*を下げるための啓発、情報提供を行う。</p> <p>① 単身高齢世帯及び高齢者世帯が安心して地域生活を営むことができるよう、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員などと連携した男女別ニーズに配慮した支援を行う。 また、高齢女性に対する成年後見制度*や消費者被害防止施策の普及・啓発を強化する。女性後見人の育成などへ女性関係団体の参加促進を図り、高齢女性が利用しやすい体制の整備をする。</p> <p>② 就労や生活困窮、生活の不安などに対し生活相談を実施する。</p> <p>③ 貧困の世代連鎖を防ぐため、家庭の経済状況により子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じることがないように経済的な支援を行う。</p> <p>④ 女性が貧困に陥りやすい要因のひとつとなっている、派遣社員、臨時職員など雇用形態による格差について情報提供を行う。</p>	② 随時情報提供 (ポケット労働法・パートタイム労働ガイドブック等)

市民・事業者の行動提案

◇市民

- ・身近な地域に生活上の困難を抱えている人がいないか意識し、相互扶助ができることがあれば実行する。
- ・情報を通じ、社会構造の変化に敏感になる。

◇事業者

- ・従業員が生活上の困難をかかえている場合に相談機関の紹介をする。

施策2 世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな生活支援

事業・担当課	内 容	目 標
18 ひとり親家庭への支援 ◆セーフティネットコールセンター：①・②・④ 子育て課 ③	ひとり親家庭の相談支援体制を充実し、安定した生活を営むための支援をする。 ① 母子自立支援員*による相談体制の充実を図る。(父子家庭も含む) ② 「ひとり親家庭のしおり」、「セミナー」などによる情報提供の充実を図る。 ③ ひとり親家庭への生活支援（ホームヘルパー派遣、経済的支援）を行う。 ④ ひとり親家庭が自立するための資金の貸付、給付事業、就労支援事業を実施する。	満足度調査を実施し、結果をフィードバックする

市民・事業者の行動提案

◇市民

- ・身近な地域に生活上の困難をかかえる世帯があるか意識し、相互扶助ができることがあれば実行する。
- ・情報を通じ社会構造の変化に敏感になる。

◇事業者

- ・従業員が生活上の困難をかかえている場合に相談機関の紹介をする。